

平成23年5月24日より

日EU間AEO相互承認

が実施されます。

EUとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出入者の皆様は、以下の方法で、EU内の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本のAEO輸出入者の方は、皆様の日EU相互承認用コードをEUの取引相手にお知らせ下さい。

※日EU相互承認用コードは、各税関のAEO制度担当からお知らせ致します。

EUの輸出入者がそのコードをEUでの輸出入手続の際に入力することで、皆様の貨物がEUの税関手続において、相互承認のメリットを受けることができます。

EUのAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

日本の輸出入者の皆様が取引を行うEUの輸出入者が、AEO輸出入者である場合には、EUのAEO輸出入者が保有する12桁の日EU相互承認用コード(参考)をそのEUのAEO輸出入者に確認し、日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人欄に入力して下さい。

【参考:EUのAEO輸出入者が保有する日EU相互承認用コード(12桁)の体系】

“A”+英数字7桁+国コード2桁+数字2桁:(例)A1B34567NL00

※ 相互承認用コードは、EORI番号とは異なりますので、ご注意下さい。

日EU間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka220624.htm

を参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
沖縄地区税関	電話:098-862-9281